



鹿児島県こども総合療育センター

平成22年6月1日から本格的に業務を開始しており、子どもの心身の発達に関する保護者や地域からのさまざまな相談に応じるほか、発達障害、知的障害、肢体不自由またはその疑いのある子どもを対象に、医師が診療を行う診療所機能、作業療法士などの専門職種が訓練を行う療育機能、保健師等が関係機関と連携して地域療育の支援を行う機能などを持った公的機関です。

相談の流れとは？

センターにおける支援の流れ



総合相談窓口

相談方法は？ 電話相談、来所相談
対象者 障がい児全般、その保護者、関係者
相談日 月～金曜日 8：30～17：00
お問い合わせ先 ●相談・予約専用電話：099-265-2400
 ※おおむね15歳（義務教育終了前）までの相談と診療予約になります。16歳以上の青年期・成人の生活、就労に関する相談は、発達障害者支援センターで行っています。
 なお、発達障害者支援センター（TEL：099-264-3720）は、こども総合療育センターに併設されています。
 ●鹿児島市桜ヶ丘6丁目12 ●TEL：099-265-0005
交通 (バス停) 桜ヶ丘南バス停から徒歩7分
 桜ヶ丘東小前バス停から徒歩4分
 (市電) 脇田電停下車。脇田電停前バス停または宇宿小前バス停からバス利用
 (JR) 宇宿駅下車。宇宿小前バス停からバス利用
 *駐車場あり（約20台）

どういった支援・役割があるの？

- 相談・支援機能
障がい児全般にわたる相談窓口
- 発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児の支援機能
・医師による診療及び心理士等の専門職種による診断に必要な検査
・心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等による専門的な療育及び保護者の支援
- ※こども総合療育センターでの診療等については、医療保険の適用により窓口での一部自己負担が生じます。
- 地域療育の支援機能
地域の療育機関の人材育成や身近なところで子どもを支援できる体制作り

発達障害者支援センター（鹿児島県こども総合療育センター内）

発達障害者支援法に基づき、発達障害児（者）に対して、ライフステージに応じた支援を行います。こども総合療育センターに併設されており、青年、成人の方からの就労や生活に関する相談にも応じています。

相談方法は？

電話相談、来所相談

対象者 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を有する方、または、その家族及び関係する方々

相談日 月～金曜日 8：30～17：15

お問い合わせ先 ●専用電話：099-264-3720

どういった支援・役割があるの？

- 相談支援
発達障害児（者）及びご家族等からの相談
 - 発達支援
発達に関する相談や情報提供
 - 就労・生活支援
就労・生活に関する相談や情報提供
 - 啓発・人材育成
発達障害児（者）等への理解を深めたり、支援者を育てるための研修会などを開催
- ※発達障害者支援センターでは、発達障害に関する相談や支援を行っており、診断は行っていません。

機関からのメッセージ

自閉症などの発達障害は、親と子の1対1の場面では気付きにくいこともあります。通常、年齢の低い段階から、さまざまな形で子どものしぐさや行動にその特徴が現れてきます。市町村が実施する1歳6ヶ月健診や3歳健診などの乳幼児健康診査は必ず受診しましょう。また、親として気になるところがあれば、まずは身近な市町村の保健師に相談してみてください。親が自分の子どもの特性を理解し、適切な支援を早く始めることで、さまざまな問題の発生を防ぎ、愛情深く子育てしていくことができるようになります。

鹿児島県精神保健福祉センター
高次脳機能障害者支援センター
自殺予防情報センター

かこしま子ども・若者総合相談センター
(ひきこもり地域支援センター)

鹿児島県こども総合療育センター



国道225からも玄関がみえます。
(ファーストフード店とガソリンスタンドの間にあります)



あたたかい光が入り込んで、明るい雰囲気の相談室があります。



大きな看板もあってわかりやすくなっています。



駐車場が多く、館内に入るとすぐに受付もあるので入りやすい建物です。



診察室には、マットがあり、こどもの行動を含めて総合的にみてることができます。



プレイルームがいくつもあり、療育等を行います。